川崎市告示第549号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和7年10月31日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 医科(診療所) の部 変更

指定番号	変 更年月日	名 開 設 の 場 所	変更事項(前)
		川崎溝の口こぐれ大腸胃食道の内視鏡・消化器内科クリニック	木暮クリニック
川-20984	令和7年10月6日	高津区下作延2-4-3	
		溝の口メディカルモール3F	

令和7年度 医科(訪問看護) の部 変更

指定番号	変更年月日	名 開設の場所	変更事項(前)
JII — 9 2 7 3	令和7年8月1日	訪問看護ステーションたまプラーザ 宮前区犬蔵2-12-25 ホームステーションらいふたまプラーザ2階	訪問看護ステーションらいふ・たまブラーザ